

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】 3222

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則において引用する同法の題名を改めることにしました。

この規則は、平成26年10月1日から施行することにしました。

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第46号

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則の一部を改正する規則

北九州市未熟児養育医療及び小児慢性特定疾患医療の費用に関する規則（昭和39年北九州市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1のAの項中「（単給世帯を含む。）」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の備考第2項第2号中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「及び第4項」を「、第2項、第5項及び第6項」に、「第2項、」を「第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

別表第2のAの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

付 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第1の備考第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。